大阪府介護職員の働きやすい職場環境づくり

内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰　検討基準

以下の評価項目を参考に推薦事業者を検討する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価ポイント | 配点 |
| ①介護職員の働きやすい職場環境づくりに資する取組であること    （●のうち、いずれかのみの記載でも可） | ●職員の待遇改善に係る取組がなされているか。  （取組の例）  ・明確な給与体系の導入、休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組  ・介護ロボット等テクノロジーを活用することによる腰痛対策など、職員が安心して安全に働ける環境を整備する取組  ●人材育成に係る取組がなされているか。  （取組の例）  ・計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組  ・職員に対するキャリアパスの明示や資格取得に向けた支援制度の導入など、職員の意欲向上に効果的な取組  ●介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。  （取組の例）  ・事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組  ・機器の導入のみにとどまらず、業務全体を見直す取組  ・従来の仕組みや思考にとらわれず、新しい技術の活用や斬新な発想がみられる取組 | 50 |
| ②実効性のある取組であること | ・取組の実施により、職員の業務への満足度が高まっているか。  ・取組の実施により職員の負担軽減、サービスの質の確保が図られているか。  ・取組の実施に当たり、職員の意見を聞く機会があるか。また事業者のみならず事業所内の様々な職種・役職の職員が協力して取組を推進する体制となっているか。 | 20 |
| ③持続性のある取組であること | ・取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。  ・取組の実施に当たり、国・自治体の補助金に過度に依存していないか。 | 10 |
| ④他の事業所での導入（横展開）が期待される取組であること、事業所が横展開に協力的であること | ・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。  ・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。 | 20 |